

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人新形愛育会
理事長 菅原 誠

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領額の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、別紙「令和6年度の公定価格の額について」の表のとおりです。今後とも、園運営にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

この通知について説明

- ・新形こども園の運営費は、国で定めた額から、保護者からの保育料を引いた額が、市から給付されます。
- ・この給付は、個人給付となっておりますが、確実に教育・保育に使うため、直接施設へ支払われることになっております（この仕組みを『法定代理受領』といいます）。
- ・そのため、施設は給付額を保護者に対してお知らせすることになっております。
- ・このお知らせにともなう、保護者への給付や追加徴収はありません。

令和6年度の公定価格の額について

【1号認定】

1人あたり 単価	4歳以上児	3歳児	満3歳児
4月	204,200	223,030	223,030
5月	201,760	220,590	277,480
6月	201,760	220,590	277,480
7月	201,760	220,590	277,480
8月	199,640	218,470	275,360

9 月	161,780	180,610	237,500
10 月	161,780	180,610	237,500
11 月	159,930	178,760	235,650
12 月	150,610	169,440	226,330
1 月	150,610	169,440	226,330
2 月	150,610	169,440	226,330
3 月	163,000	181,830	238,720

(注 1)月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算により算出されます。

(注 2)副食費免除対象者は、上記の額に 240 円×給食実施日数の額を加算した額となります。

【2・3号】

1 人あたり 単価	4歳以上児		3歳児		1、2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4 月	79,370	72,440	97,450	90,520	142,440	135,510	234,260	227,330
5 月	79,470	72,540	97,550	90,620	142,540	135,610	234,360	227,430
6 月	79,370	72,440	97,450	90,520	142,440	135,510	234,260	227,330
7 月	79,370	72,440	97,450	90,520	142,440	135,510	234,260	227,330
8 月	79,370	72,440	97,450	90,520	142,440	135,510	234,260	227,330
9 月	79,030	72,100	97,110	90,180	142,100	135,170	233,920	226,990
10 月	78,860	71,930	96,940	90,010	141,930	135,000	233,750	226,820
11 月	78,950	72,020	97,030	90,100	142,020	135,090	233,840	226,910
12 月	69,540	62,610	87,620	80,690	141,930	135,000	233,750	226,820
1 月	69,540	62,610	87,620	80,690	141,930	135,000	233,750	226,820
2 月	69,460	62,530	87,540	80,610	141,850	134,920	233,670	226,740
3 月	72,590	65,660	90,670	83,740	144,980	138,050	236,800	229,870

(注 1)月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算により算出されます。

(注 2)副食費免除対象者(3 歳児クラス以上)は、上記の額に 4,800 円を加算した額となります。

(注 3)施設が法定代理受領する額は、公定価格から各支給認定保護者が負担した利用者負担額(保育料)を差し引いた額となります。